

平成

二十五年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成二十五年三月二十二日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十五年三月二十二日 午前十時開議

- 第一 議第 五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議第 八号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議第 十三号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
- 第二 議第 一号 五條市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議第 二号 五條市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議第 三号 五條市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議第 十一号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 議第 十二号 工事請負契約の締結について
- 議第 十四号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第 十五号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議第 十六号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第 十七号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議第 十八号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第 十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

- 議第 十九号 平成二十五年五條市一般会計予算議定について
- 議第 二十号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第 二十一号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第 二十二号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第 二十三号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第 二十四号 平成二十五年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第 二十五号 平成二十五年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第 二十六号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第 二十七号 平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第 二十八号 平成二十五年五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第五 発議第 一号 五條市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 第六 発議第 二号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書について
- 第七 発議第 三号 新金剛トンネルの実現を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一番 塚 実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
市長公室長
総務部長

太 丸 堀 檉 竹
田 谷 内 内 田
好 昭 伸 成 和
紀 典 起 吉 彦

二番 山 吉 堀 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
三番 田 川 村 富 上 田 田 林 谷 井 谷 原
四番 口 田 川 村 富 上 田 田 林 谷 井 谷 原
五番 耕 雅 浩 家 美 輝 吉 澄 宏 昭 康 龍 清
六番 司 範 美 廣 子 雄 博 雄 政 典 嗣 雄 孝

事務局職員出席者

午前十時零分再開

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|------|----------|------|--------|------|-------|--------|-------|------|------|-----|--------|--------|----------|----------|
| 事務局次長 | 事務局主任 | 事務局係長 | 事務局長 | ふるさと創造課長 | 秘書課長 | 市長公室次長 | 財政課長 | 大塔支所長 | 西吉野支所長 | 会計管理者 | 水道局長 | 教育部長 | 消防長 | 都市整備部長 | 産業環境部長 | あんしん福祉部長 | すこやか市民部長 |
| 乾 | 片 | 藤 | 笹 | 河 | 竹 | 新 | 和 | 山 | 丸 | 上 | 中 | 町 | 窪 | 森 | 辻 | 櫻 | 山 |
| 谷 | 山 | 谷 | 谷 | 村 | 本 | 井 | 田 | 田 | 山 | 永 | 口 | 本 | 井 | 本 | 信 | 敬 | 邦 |
| 光 | 仁 | 光 | 仁 | 康 | 勝 | 健 | 剛 | 善 | 勝 | 孝 | 正 | 佳 | 敏 | 敏 | 信 | 敬 | 邦 |
| 旬 | 美 | 豊 | 一 | 友 | 治 | 夫 | 明 | 久 | 秀 | 男 | 充 | 治 | 秀 | 弘 | 彦 | 三 | 美 |

○議長（峯林宏政）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、議第五号、議第八号及び議第十三号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五号、議第八号及び議第十三号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

委員会の冒頭、東日本大震災の発生から二年目を迎えたことから、震災の犠牲になられた方々の御冥福と一日も早い被災地の復興を祈念し、一分間の黙とうをしました。

審査に入り、初めに、議第五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の退職給付水準の見直しなどのため国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が成立し、公布されたことに伴い、民間との給付の均衡を図るために規定されている退職手当の調整率を引き下げるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、減額率についてただしたのに対し、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日の退職で五・七七パーセント、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日の退職で一・五四パーセント、平成二十七年四月一日以降の退職で一六・三五パーセントの減額となり、今年度の退職者は該当しない。」との答弁がありました。委員から、日本の景気が低迷して以来一般の労働者の給与が下がり、それに伴い国家公務員、地方公務員の給料や退職手当が

下がり続けているが、この状態が続くと不況の悪循環となりかねないとしたのに対し、「地方交付税の算定基準にも影響があり、奈良県内の市町村も改正の方向である。今後は、五條市の経済動向や市の財政状況等を勘案して総合的に判断してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議第八号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、国有財産特別措置法の規定に準じ、普通財産を公共的団体に対して、時価から減額した対価により譲渡できる規定を追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、本則中の文言を改正することにより条例のどの部分に影響が出るのかただしたのに対し、「地方自治法の規定に合わせたもので、条例の効力に特段の違いはない。また、条例における財産については、市の普通財産が対象である。」との答弁がありました。

次に、議第十三号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、退職手当一千七百六万三千円、基金積立金七億二千一十七千円、（仮称）天辻・宇井改良住宅敷地造成工事費四千六百三十六千円、北宇智・野原・宇智小学校屋内運動場地震補強等工事費二億一千五百万円等の総額十四億二千四百四十四万四千円を追加し、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九十二億二千八百八十二万二千円とする歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費の計上、地方債及び債務負担行為の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。各委員から次のような質疑がありました。

初めに、「おおとうECO炭」を作ろう事業委託料の内容についてただしたのに対し、「赤谷オート・キャンプ場にあった炭焼き機を再利用して地元の間伐材を使って炭を作り、キャンプ等の観光客に使っていただく地場産業振興のための委託料である。」との答弁がありました。次に、老人福祉費のぼちぼちいこよ見守り隊事業委託料及び配食用車両購入費についてただしたのに対し、「地域で住み続けるための仕組みづくりのため、財団法人大塔ふる里センターに委託し、約二十名の方に一週間に一回の配食サービスを行い、また、六十五歳以上の支援の必要性がある高齢者を定期的に看護師が訪問し、見守りをする事業である。」との答弁がありました。委員から、NPO法人が実施している「まわるくん」等との連携についてただしたのに対し、「今回の補正予算は、配食サービス関連であるが、高齢者の状況を踏まえNPO法人等との連携を図りながら見守り隊事業を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路維持費のトンネル点検委託料及び堺峠トンネル点検調査費負担金についてただしたのに対し、「市内の五トンネルの点検及び下市町が管理している堺峠トンネルに対する委託料及び負担金であり、点検内容は、トンネルの附属物の電灯を点検するもので、委託業者は市内の電気設備業者を予定している。」との答弁がありました。

次に、介護保険推進費の介護保険特別会計繰出金の算出根拠等についてただしたのに対し、「介護保険特別会計補正予算の介護給付費の市負担分一二・五パーセント及びび人事異動による人件費の追加である。」等の答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の臨時保育士賃金の更正減の内容についてただしたのに対し、「当初より臨時保育士が三人少なくなり、産休代替保育士も四人見込んでいたが産休の該当者がいなかった。また、調理員も四人減となったため減額補正をした。」との答弁がありました。

次に、農地費の震災対策農業水利施設整備事業委託料の内容についてただしたのに対し、「市内の約七百箇所のため池のうち、受益面積二ヘクタール以上の百九十六箇所のため池を対象に堤の長さ、高さ及び老朽度並びに余水吐の程度等を調査するもので、一件当たり六万円で委託する事業等である。」との答弁がありました。が、委員から、受益面積に満たない場合も下流の人家の状況等を考慮した調査を実施することについてただしたのに対し、「今回は、平成十七年度に実施した緊急点検箇所を調査するよう奈良県から指示があったため実施するもので、その他のため池については、来年度から調査する方向で考えていく。」との答弁がありました。

次に、商工振興費の地域経済循環創造事業補助金の内容についてただしたのに対し、「地域の資源を生かした地元の雇用を創出する、持続可能な新しい事業をスタートするための初期投資を国が支援をする事業である。」との答弁がありました。

次に、小規模住宅地区改良事業費についてただしたのに対し、「大塔町の宇井教職員住宅及び市営住宅を撤去して改良住宅の建設を予定している。また、改良住宅であるので一般の市営住宅とは家賃体系等も異なってくるもので、建築場所について地元住民の了解は得ている。」との答弁がありました。

次に、改良住宅を建設する際に地元産木材を使用することについてただしたのに対し、「住宅は木造平屋建てであり、五條産の木材は調達に困難であるため奈良県産木材を予定している。」との答弁がありました。

次に、繰越明許費の小規模住宅地区改良事業及び不動産鑑定業務委託についてただしたのに対し、「災害関連予算であり、不動産鑑定業務委託は、昨年の六月補正分で、小規模住宅地区改良事業については、今回の補正の部分である。」との答弁がありました。が、委員から、改良住宅の事業完了が平成二十五年十一月となっていることから、仮設住宅の使用期限との整合性についてただしたのに対し、「改良住宅建設に精一杯努力をして、その後、奈良県に仮設住宅の使用期限の延長をお願いしていきたい。」との答弁がありました。

次に、生活支援バス購入事業についてただしたのに対し、「お出かけしましょう隊と称して大塔町から五條方面への買物バスツアーを企画し、日常の必需品の確保を支援するものである。また、大塔町内で運行しているデマンド型コミュニティバスの老朽化に対応し、地域住民の

移動手段の充実を図るため八人乗りのバスを購入するものである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市教育振興基本計画について報告を受けた次第です。以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第二、議第一号から議第三号及び議第十一号、議第十二号並びに議第十四号から議第十八号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第一号から議第三号及び議第十号、議第十二号並びに議第十四号から議第十八号の十議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

委員会冒頭、三月八日午後二時頃に発生した水道水の濁り事案に対する報告とおわびがありました。

審査に入り、初めに、議第一号、五條市道の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、国で定められていた従来の道路構造の技術的基準を条例に規定する必要があるため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二号、五條市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、国で定められていた従来の道路標識の寸法を条例に規定する必要があるため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第三号、五條市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による河川法の一部改正に伴い、これまで河川管理施設等構造令により国で定められていた従来の準用河川の管理施設等の構造の技術的基準を条例に規定する必要があるため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十一号、五條市都市公園条例の一部改正につきましては、提案者の説明に入る前に、議案書の正誤について説明を受けた後、議案の審査に入り、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例に規定する必要があるため本条例を改正するもので、当局の説

明により了承した次第であります。

次に、議第十二号、工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條市新し尿処理施設建設工事で、設計価格は消費税抜きで十五億七千百十九万四千円、最低制限価格は十三億六千三十六万六千円であり、入札の方法は総合評価落札方式・一般競争入札による設計・施工一括発注方式で行い、五條市建設工事等請負業者選定審査会で定めた入札の条件の下、五者が入札に参加し、二月一日に開札を行い、入札金額は三者が最低制限価格の十三億六千三十六万六千円であったため、技術評価点が一三三・八九点で一番高い水ing株式会社大阪支店が落札したもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、新し尿処理施設建設場所は、過去に吉野川の氾濫で水に漬かっていることについてただしたのに対し、「建設用地の地盤を吉野川のハイウォーターレベルの高さまで地上げをして施設を建設することになっている。」との答弁がありました。委員から、建設事業費の合併特例債の対象についてただしたのに対し、「当初予算ベースで事業費全体の七〇パーセントが国の交付金対象となり、その対象額の三分の一が国の交付金で、残りを五條市と吉野町が負担する。そのうち五條市が三分の二に当たる約八億六千八百万円を負担し、その額の九五・パーセントが合併特例債の対象となる。」との答弁がありました。

次に、議第十四号、平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、後期高齢者支援金二十九万五千円、国庫負担金返還金二千七十四万四千円の総額二千九十九万九千円を追加し、その財源を基金繰入金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十五億八千四百九十九万九千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十五号、平成二十四年度簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、施設整備費における国庫補助対象事業費の増額に伴う地方債の限度額を九千九百三十万円に増額するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十六号、平成二十四年度下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、流域関連公共下水道事業の四千万円を繰越明許費に計上するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十七号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、給料及び職員手当等百九十三万八千円、居宅介護サービス給付費八千三百三十六万六千円、介護予防サービス給付費二千八百一十一万四千円の総額一億百四十一万八千円を追加し、その財源を国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十四億三千四百六十一万九千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十八号、平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、レントゲン機器設置事業の増額に

伴う地方債の限度額を六百九十万円に増額するもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市立養護老人ホーム花咲寮の今後の方針について報告を受けた次第です。以上、御報告申し上げます。

○議長（峯林宏政）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、議第十号及び議第十九号から議第二十八号までの十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会池上輝雄委員長。

〔予算審査特別委員長 池上輝雄登壇〕

○予算審査特別委員長（池上輝雄）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第十号及び議第十九号から議第二十八号までの十一議案につきま

して、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月八日の本会議におきまして、平成二十五年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、田原清孝議員、花谷昭典議員、山田澄雄議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員と私、池上輝雄の七名が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、池上輝雄が、副委員長に花谷昭典委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については十三日から十五日までの三日間とすること並びに予算関連議案の議第十号は特別会計の審査の際に提案者の説明を受け、審査を行うことなど審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

以下、十三日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

委員会の冒頭、三月八日午後二時頃に発生した水道水の濁り事案に対する報告とおわびがありました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一、随意契約について、五條市としての取扱いについてただしたのに対し、「契約書については、市長決裁としているが、施工等については課長・部長による決裁はある。」との答弁がありました。

二、地籍調査の進捗状況についてただしたのに対し、「地籍対象面積が二七三・四六平方キロメートルあり、現在完了しているのは九・五平方キロメートルで、完了率は三・五パーセントである。」等の答弁がありました。委員から、「遅れているようなのでスピーディーに進めてもらいたい。」との意見がありました。

三、鳥獣対策材料費の今後の増額についてただしたのに対し、「国の補助一〇〇パーセントの一千五百万円については、県からの割当てがあり補助金を増額することは難しいが、単独事業である有害鳥獣防護施設及び捕獲施設設置事業補助金については、増額を財政局に働き掛けをしてまいりたい。」との答弁がありました。

四、五條市立二見保育所の跡地利用についてただしたのに対し、「二見保育所の跡地に防火水槽、資機材の備蓄倉庫の設置及び土地の購入費を新年度予算に計上し、地元の了解を得ている防災関連広場として利用する。」との答弁がありました。

五、市立中学校に設置する空調設備の機能についてただしたのに対し、「ウイルスの除去及び細菌の抑制効果を高める設備については、その

効果について調査・研究をし、検討していく。」との答弁がありました。

六、市道のトンネル本体強度検査の実施についてただしたのに対し、「予算を計上しているので随時進めていく。」との答弁がありました。

七、環太平洋パートナーシップ協定に参加した場合の五條市の対応についてただしたのに対し、「参加した場合でも聖域があると思われるので、その状況を見ながら対応していく。」との答弁がありました。

八、気象庁は、気象業務法を改正して特別警報の新設を検討しているが、法改正後の五條市における市民への伝達方法についてただしたのに対し、「緊急地震情報・災害避難情報等をエリアメールによる携帯電話を通じての伝達を考えている。また、自治連合会及び消防団等による伝達、広報車による伝達等を考えている。」との答弁がありました。また、エリアメールの取組時期についてただしたのに対し、「新年度から取り組む。また、防災行政無線については、平成二十五年度予算に三百八十万円の調査費を計上し、電波伝搬実地調査を予定している。」との答弁がありました。

九、補助金の交付に係る情報の収集手段についてただしたのに対し、「県から関係部署を通じて担当部長に入ってくる。」との答弁がありました。したが、委員から、「官庁速報等を利用し、いち早く情報を収集して対応してもらいたい。」との意見がありました。

十、災害時要援護者名簿作成の進捗状況についてただしたのに対し、「高齢者については、要介護等の情報を地図情報システムと今年度中に連動する。また、障害者、生活保護受給者については、システム導入費を計上し、個人情報を入力に取り掛かりたい。」との答弁がありました。したが、委員から、要援護者の支援体制については、システム導入費を計上し、「大塔町に関しては、昨年のアンケート調査時に同意を得ているのでシステムに入力して管理していくが、要援護者を支援する人をどうするかが大事であり、来年度も引き続き検討していく。また、情報収集や支援者の登録等、個人情報が多く含まれており、庁内に検討委員会を設けて鋭意努力はするが、完成時期については今の段階では見えない状況である。」との答弁がありました。

十一、通学路の安全対策箇所についてただしたのに対し、「安全対策箇所は県道十七箇所、市道四十四箇所の六十一箇所であるが、そのうち対策済み箇所が県道一箇所、市道二箇所である。また、通学路の安全対策箇所及びその対策等については、五條市のホームページに掲載している。」との答弁がありました。また、委員から、今後の計画についてただしたのに対し、「校区別に優先順位を設定することを基本に、順次整備していく。また、五條市立宇智小学校に係る今井町の踏切については、具体的な計画ができていない今の段階では、J Rと協議をしていく状況はないが、関係各課と十分に協議をして進めていく。」との答弁がありました。

午前十一時十八分に休憩に入り、午前十一時二十七分に審査を再開しました。

十二、防災、減災に係る平成二十四年度の国からの補正予算の活用についてただしたのに対し、「市内の小・中学校の屋内運動場耐震補強事業三億五千万円、消防救急デジタル無線整備委託料三千万円、小規模住宅地区改良事業八千七百五十万円等の合計で四億九千二百万円である。」等の答弁がありました。

昼食のため午前十一時三十四分に休憩をし、午後一時から総括質問を再開しました。

十三、中学生の通学費補助の現状についてただしたのに対し、「五條市立五條東中学校で四人該当しており、通学費は年間一人当たり約七万円必要で、自己負担は一箇月約三千元と聞いている。」との答弁がありました。通学費の無料化についてただしたのに対し、「今後は、学校の規模、適正化等検討しなくてはならない時期が迫っているので、通学の安全確保、交通手段等を総合的に判断していく上で、検討するか考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十四、五條市スクールバス運行管理規程についてただしたのに対し、「教育委員会においてはバス会社等との契約及び支払等を担当し、スクールバスの運行管理等は各支所で行っている。」との答弁がありました。が、委員から、市長部局が教育委員会の業務を行うことについてただしたのに対し、「合併以来、教育委員会と各支所との連携により良好な運営ができていますが、今後は、市の部局の整合性を勘案して検討する。また、来年度から第三次五條市地域公共交通総合連携計画を策定していく中でスクールバスについても念頭に置きながら検討していく。」との答弁がありました。

十五、市内のNPO法人が、無料で五條市内周遊バスを運行していることによるタクシー業者への影響についてただしたのに対し、「二月二十三日から五月十二日までの期間で土・日、祝日限定の運行であることから、地域公共交通会議に報告をしなかったことについては反省をしている。しかし、NPO法人はタクシー業者へ配慮をして運行している。」との答弁がありました。が、委員から、「無料バスを運行することは、観光客や市民にとっては、有り難いことである。しかし、バスの運行前に地域公共交通会議等で協議をし、バスの運転手に地元タクシー業者を使う等、慎重に検討してもらいたかった。」等の意見がありました。（議場に声あり）

○議長（峯林宏政）九番、私の方から発言の許可をしませんので……。（「九番」の声あり）九番益田議員。

○九番（益田吉博）報告は正しいと思います。内容はおかしいと思う。実際の内容がおかしい。俺がやっているの、わかっている、中身。

○議長（峯林宏政）報告中ですので、終わってからにしてください。（「わかりました。」の声あり）

○予算審査特別委員長（池上輝雄）

十六、職員の事務量が相当増加しているが、精神的なストレス等による健康管理についてただしたのに対し、「臨床心理士による心の健康相談や成人病検診、人間ドック健診の受診を促し、職員の健康には十分配慮しながら事務事業を進めていく。」との答弁がありました。

十七、今年の参議院議員通常選挙、市議会議員選挙の実施に伴い投票所を再編することについてただしたのに対し、「高齢者や障害者の方が投票しやすい環境を確保しながら、地域住民の意見を聴きながら検討していく。」との答弁がありました。

以上、総括質問が終了し、引き続き各会計の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一、地域公共交通運行業務委託料の内容についてただしたのに対し、「コミュニティバス五條地区五路線、デマンド型コミュニティバス一路線、デマンド型乗合タクシー四路線と木ノ原二見線の新規路線を含めた全路線分の業務委託三千五十三万八千円である。」との答弁がありました。

二、災害時現況把握及び被災証明等発行に伴う基図作成業務委託料の内容についてただしたのに対し、「固定資産を評価する上で、現状把握のために航空写真を利用し、より適切な課税に努めることを目的に行う事業であり、十割補助の緊急雇用創出事業である。また、その業務の中でシステムとして被災証明も発行できると聞いているが、詳細については今後明確になる。」との答弁がありました。

三、住民基本台帳ネットワークシステムリース料が対前年度比で減額になっていることについてただしたのに対し、「当初は五年リース契約であったが、今回は十二月までの九箇月分と残りの三箇月分を再リース契約することにより金額が下がっている。」との答弁がありました。次に、民生費についてであります。

四、五條市社会福祉協議会補助金が対前年度比で増額になっていることについてただしたのに対し、「事務局長及び支所長等の人件費を市で支出していたものを、新年度から、補助金の中へ組み込んだことなどによる。」等の答弁がありました。

五、生活保護受給者数についてただしたのに対し、「平成二十三年度は、二百八十九世帯四百三人、平成二十五年一月現在で三百五世帯四百十七人である。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

六、清掃総務費の人員費で職員数が増加していることについてただしたのに対し、当局の答弁に時間が必要となったため午後二時二十八分に休憩をしました。午後二時四十分に再開し、冒頭「平成二十四年度の機構改革による二名、やまと広域環境衛生事務組合への派遣二名による増である。」との答弁がありました。

七、塵芥処理費の環境測定委託料の内容についてただしたのに対し、「平成二十五年度は、新たに処分場のボーリング調査を実施し、地下水の水質検査を追加するとともに、従来のダオキシソニン濃度調査、水質環境調査等を委託するものである。」との答弁がありました。

八、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金が対前年度比で増額になっていることについてただしたのに対し、「大阪湾広域廃棄物埋立処分場の拡張工事費等整備事業に係る負担分が含まれている。」との答弁がありました。

九、塵芥収集業務委託料の増額内容についてただしたのに対し、「西吉野町等直営で収集している部分を六月から業務委託に変更するために増額となっている。」との答弁がありました。

十、有害ごみ処分委託料の内容についてただしたのに対し、「蛍光灯、乾電池等の水銀含有廃棄物を処分するもので、北海道の業者に委託を予定している。」との答弁がありました。

十一、実証作物園管理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「平成二十五年度も上野町でひまわり園の設置を実施する予算であり、基本的にはボランティアの協力をいたで行うが、大半が堆肥作りのための予算である。」との答弁がありました。

十二、刈り草等たい肥化業務委託料の内容についてただしたのに対し、「焼却ごみを減量化するため、刈り草等を堆肥化する事業を委託するものであり、車谷町及び八田町の民有地を借り上げて実施する。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

十三、鳥獣対策費の設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「五條市では、鹿やイノシシを約四百頭捕獲しているが、その処理場と食肉加工場を建設し、販売するための事業を国の補助金等を利用して進めていくもので、その施設建設に係る設計業務である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

十四、五條インター広告塔設置委託料の内容についてただしたのに対し、「五條インターを降りた左側のスペースに五條市の観光用の広告塔

を設置するための委託料である。」との答弁がありました。

十五、プレミアム宿泊券利用助成金の内容についてただしたのに対し、「奈良県は来年度発行しないので、五條市単独で行い、発行枚数は一千枚を予定している。」との答弁がありました。

十六、自転車観光促進事業の実績についてただしたのに対し、「平成二十三年度で、利用台数百五十八台、月平均約十四台、平成二十四年度は現在まで百八十八台、月平均約二十一台である。」との答弁がありました。

十七、きずみ館大規模改修調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、「老朽化が進んでおり、大規模改修の調査を業務委託するもので、全容は確定していないが、浴槽の場所も変えてメンテナンスも容易になるよう検討してまいります。」との答弁がありました。

十八、五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてただしたのに対し、「五條市のマスコットキャラクターの着ぐるみを着て五條市のイベント等に参加する人を県の緊急雇用創出事業制度で雇うものである。」等の答弁がありました。

土木費についての質疑はありませんでした。

次に、消防費についてであります。

十九、感染症廃棄物処理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「救急活動で生じる血液等の付着したガーゼ等、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理の業務委託料である。」との答弁がありました。

二十、平成二十三年台風十二号災害記録誌編纂業務委託料の内容についてただしたのに対し、「台風十二号災害の記録を後世に残すため、二百ページ程度の記録誌を一千部作成する予定である。」との答弁がありました。

二十一、地区別防災マップ作成業務委託料の内容についてただしたのに対し、「自治連合会単位のうち、大塔町を除いた二十二地区の版下部分を作成する業務を委託する予定である。」との答弁がありました。

二十二、新消防庁舎建設の進捗率と現消防庁舎の利用についてただしたのに対し、「本年二月末で工事全体の二〇パーセントの進捗率であり、建物の完成は本年十月末を予定している。現消防庁舎は、一部耐震構造を有していないので解体する予定である。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

二十三、教育振興費のスクールバス購入費の内容についてただしたのに対し、「西吉野町の十五人乗りスクールバス一台を買い換えるものである。」との答弁がありました。

二十四、市立図書館へのパーソナルコンピュータの導入についてただしたのに対し、「図書館でパーソナルコンピュータを使いインターネットを利用して情報を得ていくことも必要と考え、新年度から指定管理者となる図書館流通センター関西に対し一台の導入を依頼しているところである。」との答弁がありました。

災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についてであります。

二十五、コミュニティバス使用料についてただしたのに対し、「人口減少に伴う利用者の減少と小学生等の無料化に伴う減収を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、特別会計についてであります。

初めに、議第十号、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金の課税限度額を引き上げ、国民健康保険税額の最高限度額を七十三万円から七十七万円とする等の改正で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、限度額を上げることによる税額の増収分についてただしたのに対し、「二百二十万円を見込んでいます。また、国民健康保険の広域化を見据え、市町村の保険税率の統一化を目指している。」との答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

二十六、保険税の滞納者についてただしたのに対し、「滞納世帯は、平成二十三年度一千四百八十六世帯、平成二十四年度一千三百四十世帯であり、滞納者に対し納付相談をして分割納付の指導をしているが、納付意思のない方には差押え等も考えてまいりたい。」との答弁がありました。

簡易水道特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

二十七、下水道管内テレビ調査業務委託料の調査箇所についてただしたのに対し、「田園一丁目、二丁目を手始めとしており、老朽化した箇所を調査を順次進めていく。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

二十八、「墓地建設については、九月定例会までに、ある程度のみどをつけるよう、早く建設場所を確定してもらいたい。」との意見があり

ました。

次に、介護保険特別会計についてであります。

二十九、保険料の滞納者への対応についてただしたのに対し、「高齢者に対する保険料であるため、嘱託徴収員により年金の支払月に戸別収で対応してまいりたい。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び企業会計についての質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議第十号及び議第十九号から議第二十八号までの十一議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の全てが終了したため、審査日程を二日残し十三日に予算審査特別委員会を閉会しました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番益田議員。

○九番（益田吉博）質疑というのか、どう言うたらいいのかわかりませんが、十五番のさっきの話させていただきましたNPO法人がバスを運行して市内周遊をやっているという件でございますけれども、タクシー業者への影響についてただしたのに対して、期間限定であるのということから、地域公共交通会議に報告をしなかったことについては反省をしているという答弁がありますよね。これ別段、役所は反省してもらわなくても私はいいと思っっているのです。これはNPO法人がタクシー業者二業者に対して、こういうことでバスを走らせていただきますよという了解をもらいに行きました。私が行ったんじゃないけれども、理事長が行って、したら片方の人は結構ですよと、片方の人はうちはどういつやめるかわからへんさかい、結構ですよという返事のもでやっているわけなんです。だから市が何にも、市がお金を出して走らせておるのだったら、デマンドバスみたいに、これは会議に掛けてちゃんとせないかんと思いますけれども、これは私は必要ないと思うし、市が反省しなければならぬこともないと思う。そしたら市が反省するのだったら、ようけ反省せんんで。大塔もバス、あそこで飯食うところへ送り迎えますとかね。いっぱいありますやん。老人憩の家かって、バスは老人クラブの方来てくれるのだったらって、送り迎えしてくれている。これみんな市が全部かんでいるのですか。かんで反省しているのですか。してないと思う。それはそのNPO法人であ

り指定管理者がそれぞれ自分とこの施設の、また五條市にお客さんを、また業者の方も飲食店も今飲酒運転が厳しいので送り迎えますよって、みんなそれぞれがそれぞれの立場でそれぞれの場所です。それをいちいちそうやったらタクシー業界がやらないからとか何とかって、それを全部市がかんでいきますの、かんでいかれへんやろ。これは市が何にも反省してもらわなければならぬことではないと私は思っております。だからNPO法人もちゃんと了解を得に行って了解してもらっています。それから走らせております。そして運転手のことまでも構ってかれてあるけれども、運転者はタクシー業者が使うのは当たり前やあって、別段NPO法人のある方が教育委員会から町口部長、教育委員会から何もお金出ていません。一銭も出ていません。出してくれたらいいけれども、金ないと言ってお出してくれないのだから、個人の方が運転手を雇って来て、個人の方がお金を払っているわけですよ、運転手に。そんな何も市も構われへんやろし、そのお金を出す人がどっから運転手を雇ってこようと俺は自由やと思う。できれば五條市の人を雇ってあげたらいいと思うし、俺もそう思ってる。しかし期間限定やし、土、日、祭日だけやさかいに、ある一人の方におまはん来てよというても、毎日仕事があるのだったらいいけれども、ないさかいに奈良交通のOBの人らのグループに頼んで、きょうは何時間やで、あしたは何時間やでという格好で雇ってきているわけやんか。これはおかしいと思う、こんな議事録に載せてもらったら、間違っているもん。委員長は合っていると、委員会でそんな話があったらいいと思えますけれどもね、そこら辺はどないなるんやろ。委員会で話合をしたことが間違っている、それはその委員会で話したことが五條市の市議会の会議録に載って、これが正当化されていくのだったら俺おかしいと思うんよ。そこら辺議長、取り計らいをしてくれますか。

○議長（峯林宏政）先ほども申し上げましたが、委員長報告に対する質疑は審査の結果及び経過でありますので、よろしく願います。

なお、そのことにつきましては、後ほど議運の委員会を招集しておりますので、御協議いただきます。（議場に声あり）終わってからしたいと思います。（議場に声あり）

なお、予算審査特別委員会の委員長報告は委員長に一任されておりますので、その辺も御理解いただきたいと思えます。（議場に声あり）意見調整のため暫時休憩します。

午前十一時零分休憩に入る

午前十一時十六分再開

○議長（峯林宏政）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（峯林宏政）予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第四、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号から推第三号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理

由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、達 洋子委員と佐久間英光委員の任期が平成二十四年九月三十日をもって満了しており、また中田良子委員の任期が平成二十五年三月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、南 文子氏、櫻井清司氏、及び竹原設治氏の選任をお願いいたしたく存じます。

三氏は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者であると考えております。

議員各位には、御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政） 次に日程第五、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 発議第一号、五條市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年三月二十二日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 川村家廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。六番議会運営委員会川村家廣委員長。

〔議会運営委員長 川村家廣登壇〕

○議会運営委員長（川村家廣）ただいま上程されました発議第一号、五條市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨については、地方自治法の一部改正に伴い、昨年の五條市議会第四回十二月定例会において一部改正を行った本条例の一部を文言整理するため改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第一条、第二条及び別表中の文言をそれぞれ別紙議案書のとおり改めるものであります。なお、附則においては、公布の日から施行することを定めております。

以上、提案の趣旨説明といたしますが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおりとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二号、中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年三月二十二日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 五條市議会議員 | 山口耕司 |
| 賛成者 | 五條市議会議員 | 田原清孝 |
| 〃 | 〃 | 池上輝雄 |
| 〃 | 〃 | 川村家廣 |

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレを始め、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。

二〇一二年十から十二月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策などが必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年八月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置付け、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。

よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講ずるよう求めます。

記

一 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

二 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年三月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第三号、新金剛トンネルの実現を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年三月二十二日提出

提出者 五條市議会議員 吉田雅範

賛成者 五條市議会議員 益田吉博

〃 堀川浩美

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範登壇〕

○三番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号、新金剛トンネルの実現を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新金剛トンネルの実現を求める意見書（案）

五條市を始め、奈良県南和地域の実情は、木材を中心とする産業の衰退などにより過疎化が深刻な問題となっており、今後の南和地域の発

展と過疎化の解消が最も重要な課題となっております。

しかし、奈良県によって整備された県道富田林五條線から金剛山を通り抜け、大阪府南部とを結ぶ「新金剛トンネル」が実現すれば、南和地域における主要幹線道路へのアクセスが向上し、企業誘致の促進や雇用の安定、世界遺産や自然を活用した観光事業の振興などにより南和地域の発展や過疎化の解消に大きな役割を果たすものと考えるところです。

よって、政府におかれては、過疎地域が活力あるまちづくりを推進していくため、奈良県南和地域と大阪府南部を結ぶ「新金剛トンネル」の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年三月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきまして、発議第三号、新金剛トンネルの実現を求める意見書についての反対討論をさせていただきますと思います。

まず、我が五條市から大阪府に向けてどういう幹線道路網があるかということ、皆さん方よく御存じだと思えますけれども、反対討論をする上において非常に重要になりますので、もう一度私の方から明らかにさせていたいただきたいと思えます。

南の方から申し上げますと、まずは橋本市から大阪府の河内長野市へ延びております国道三七一号、これには五條市の京奈和の五條インターから乗りますと橋本の二つのインターがありますけれども、どちらのインターを降りても、いわゆる国道三七一号に連結されておりまして、そして河内長野市では大阪の外環状線に連結されているわけでありまして。

もう一つの道路網は、古くからあります国道三一〇号、これはもう御存じのように五條市の上之町から北山町を通って金剛山を上って中腹のトンネルを越えて河内長野市に下りていくという道路でありますけれども、これも河内長野市では国道三七一号と余り距離の開いていない状況で大阪の外環状線に通じているという道路です。しかし御存じのように国道三一〇号線は急なカーブ、そして急な上り下りがありますので、冬場の積雪、凍結時は大変危険です。しかし夏、秋、春の観光シーズンはやはり素晴らしい景観も見られるということから、この道路を通って五條・西吉野町・大塔町・十津川へ多くの観光客が国道一六八号の問題がなければ、多くの方々が昔から来ていただいているという道路であります。

もう一つの道路は、国道三〇九号線です。これは五條の田園から県道西佐味中之線を通って御所の長柄の交差点から左へ上がって行くわけでありまして、途中新しい水越トンネルができて、以前よりも時間も早く安全に大阪の千早赤阪村に、まずトンネルの出口がありまして、更に進みますと、河南町を通って富田林に通じるという道路で、これも大阪の外環状線に連結されているという道路ですね。田園から県道西佐味中之線を通って御所の長柄までは大体十分です。外環状線までは私も一度走って時間を計ってきましたけれども、田園から富田林の外環状線までは約三十三分で行けます。

もう一つの道路は、県道西佐味中之線を御所長柄から更に葛城市の方に走って、葛城の当麻の地域で南阪奈道路というのと接続しておりますから、この当麻のインターチェンジから南阪奈道路へ入れば、まずは太子町から羽曳野というところへ通じまして、これも大阪の外環状線に接続されているという状況です。だから五條市から大阪へ通じる主な幹線道路は、この四つが現在あるということになると思えます。

したがって、やはり大阪から五條に入っていたり、吉野へ入っていたり、また五條から大阪に入る方も、吉野から大阪へ入る方もそれぞれ一番最短距離の国道を利用されている状況です。この中で、いわゆるもう一本、もう一つトンネルを掘ったら、もつと少々たぐさんの税金を費やしても効果の上がる、いわゆるトンネル構想というものはあるでしょうか。私はなんぼ考えてもそう簡単には、私は見い

だせないのではないかというふうに思います。

今回の意見書は、いわゆる県道の富田林五條線から金剛山を通り抜けということになっておられますけれども、この県道富田林五條線の地点として前市長が構想しておりました北山町からトンネルの入り口を造るといふ、この位置は余り変わりませんね。そして今回の意見書は、出口をどの辺にするというところは書かれておられないのですけれども、もう大きく分けて二つしかないと思うのですね。前市長が構想しておった国道三〇九号線の水越トンネルを抜けた時点で合流するか、それとも長くなってもいいから国道三一〇号線の下を通って河内長野に出るか、私は二つに一つしかないと思うのですね。ところがこれはどちらかを考えても、たくさんさんの五條市民と国民の税金を使っても効果のあるトンネルなのかということを考えなければならぬと思います。

そういう現状の中で、前市長は平成二十二年の九月議会へ、五條市の事業主体で約三百億円の過疎債を活用して五條市の上之町・北山町から大阪河南町までの約一キロのトンネル構想を示して、五百万円の調査委託料を議会へ提出しました。しかし、いわゆる先ほども申し上げましたように、トンネルの入り口は北山、また上之町というように言われておりましたけれども、出口は水越トンネルの二つ目のトンネルの出したその出口からもう少し走った河南町の地点です。同じ国道三〇九号線の道路に連結するという構想であったわけですね。そして、その国道三〇九号線から以後の大阪の方の受けの方は新しい道路が計画されて進んでおったのかと言いますと、まだ計画決定もされておらない、だから前市長の構想のトンネルができて、やはり大阪に行くためには国道三〇九号線を通って外環状線の道路を活用するか、南阪奈まで上がつて南阪奈を活用するかという状況であったわけですね。まあそれはまだまだ五條市として過疎債三百億円も使えば、五條市の負担は約九十億円になりますから、あと残りは国の方から財政措置として戻ってくるということでありますけれども、そこまで五條市単独でいわゆる過疎債を使ってやっても効果のあるトンネルかどうかということが問われたわけでありますけれども、五條市の議会では多数の市議会議員は先が見えない中、時期尚早ということで、多くの議員さんが承認しませんでした。そして否決になったわけですね。

こういった五條から大阪へ行く幹線国道の現状とこの間の議会の経過から言いますが、やはり今回の意見書の提案はばく大な市民と国民の税金を投入しても効果のないような構想になるのではないかと、私はそういうふうに判断しております。これがまず反対の一つの理由であります。

もう一つの理由は、この議会の一般会計の補正予算の中にも上がっておりますように、将来の大きな地震に対応するためにも、またこの間トンネル事故がたくさんありました。そういった教訓から言いましたら、古いトンネル、古い橋りょうの点検をして必要なところはまた補修

なり架け替えなり、いろいろやらなければならないという状況になっておりまして、補正予算でも五條市を通過しておりますと農道の五條区間に四つくらいトンネルがあるということですが、その電気系統の点検委託料として二百万円上げていますね。また橋りよう維持費としては、橋りようの調査業務委託料として一千万円上がっていますね。これからこういうふうには五條市内の国道のトンネル、県道のトンネル、また橋りよう等々も調査、検査して行って、その結果では補修工事であってもばく大な補修工事になる可能性もあるし、もう補修工事では間に合わない、別に造らなければならないという、そういう調査結果にもなる場合もあるわけですね。だから、こういう古いトンネル、橋りようの解決をしていかなければならないという現状から言いますが、やはり見通しの立たないところへばく大な税金を投入するのはとても五條市も日本の国も余裕はないのではないかとというのが二つ目の反対の理由であります。

最後、三つ目の反対理由を申し上げますと、意見書には「木材を中心とする産業の衰退と、」というふうに書かれております。現在の状況はこのとおりだと思います。そしてこれを五條・吉野郡の産業を活性化させるためには、今何が必要かという、まず道路が先に必要なのか、道路以外に必要なことはないのかという、この判断が、今我々五條の市政にも、奈良県政にも、国政にも求められているのではないかと思います。

そういう判断で申し上げますと、やはり五條・吉野郡の昔からの木材産業、これを活性化させるためには、当面はやっぱり、この衰退の原因には外国からの外材の輸入というのも大きく関係しているわけですね。そして、日本の国民の皆さん方にやはり国内産で建てた家をもっと買っていただくという、こういう課題があると思うのですけれどもね。そのところのいわゆる政治の改善というのは五條にも奈良県にも国にも求められているのではないかと、こういうふうには思います。五條市が産地である柿、梅も外国からのほかの果物の輸入の影響によって売れ行きがかなり落ちています。それも外国産の輸入品の調整といったことも課題となってくるのではないかと、こういうふうに思います。

そのほか五條・吉野郡の産業に関係することで、外国からの輸入品がたくさん入ってきているために、なかなか活性化できないということもございますけれども、こういったところの目配りもやってこそ、五條・吉野郡の素晴らしい木材、農業、果樹園等の産業の活性化になって、この五條・吉野郡でも仕事をして、五條・吉野郡で住んでいただけるといって若者も増えていくのではないかと、こういうふうに思います。

以上、申し上げますことを理由といたしまして、今回の発議第三号、新金剛トンネルの実現を求める意見書につきましては、反対をさせていただきます。次第でございます。

○議長（峯林宏政） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立少数であります。

よって本件は否決されました。

○議長（峯林宏政）この際申し上げます。

丸谷昭典副市長から発言の申出がありますので、発言を許します。丸谷昭典副市長。

○副市長（丸谷昭典）議長から発言の許可をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、議長並びに議員の皆様方の御理解をいただき、このような御挨拶の機会をいただきましたことにつきまして、お礼を申し上げます。たいと思います。

皆様、御案内かと存じますが、私は今月末をもちまして副市長の職を辞することになりました。ちょうど一年半前の平成二十三年の十月に議会の皆様方の御同意をいただき、太田市長から副市長の職を拝命いたしました。以来、市政発展のために、また紀伊半島大水害からの復旧・復興のために少しでもお役に立ちたいとの思いで、もとより微力ではございますが、皆様方の叱咤激励をいただきながら、これまで私なりに精一杯頑張つてまいりましたつもりでございます。しかしながら、今般一身上の都合により、退任をさせていただくことになりました。

また、この三月議会におきましても、私事で議会日程の多くを欠席し、皆様方にも御迷惑をお掛けいたしましたこと、改めておわびを申し上げます。上げたいと思います。

市政におきましては、まだまだ多くの行政課題が山積しておりますけれども、市と議会の皆様方が一丸となってこれらの課題に取り組み、そして今後ますます五條市の発展にまい進されるものと思っております。

私も四月からは、また違う立場になりますけれども、五條市の発展を願い、またお役に立ちたい、そのような思いで一杯でございます。

最後になりましたが、議会の皆様には、これまで私にいただきました御厚情に対しまして改めて、重ねて、感謝とお礼を申し上げますとともに、皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に、誠にありがとうございます。（拍手）

○議長（峯林宏政）丸谷副市長には、平成二十三年十月一日から副市長として本市の発展のため、御尽力をいただきましたことに、深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

特に、台風十二号により、大塔地区に甚大な被害を受けて間もない時期の御就任であり、被災地の復旧など、その御労苦に対し、重ねて深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

丸谷副市長には、今後とも御自愛いただきますとともに、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。本当にありがとうございます。

○議長（峯林宏政）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（峯林宏政）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（峯林宏政）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十五年度各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十五年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る三月四日に開会されました、このたびの定例市議会におきましては平成二十五年度一般会計予算案を始め多数の重要案件につきまして長期間にわたり慎重な御審議を賜り原案どおり御議決賜りました。心から厚くお礼申し上げます。

ここに成立をみました平成二十五年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますとともに、会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に十分反映をさせていただく所存であります。

ようやく春めいてまいりましたが、どうか議員各位におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たつての挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございます。

○議長（峯林宏政）これももちまして、平成二十五年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十五分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 峯 林 宏 政

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 署 名 議 員 | 署 名 議 員 | 署 名 議 員 |
| 福 塚 | 田 原 | 大 谷 |
| 実 | 清 孝 | 龍 雄 |